

平成二十二年第十三回

荒川区教育委員会定例会

平成二十二年七月九日
於）荒川区役所特別会議室

荒川区教育委員会

平成二十二年荒川区教育委員会第十三回定例会

一 日 時 平成二十二年七月九日 午後一時三十分

二 場 所 特別会議室

三 出席委員 委員長職務代理者 高野照夫

委員 小林敦子

委員 青山侷

教育長 川寄祐弘

教育総務部長 新井基司

教育施設課長 入野隆二

学務課長 樋口隆之

社会教育課長 三枝直樹

社会体育課長 佐藤泰祥

指導室長 鈴木清文

南千住図書館長 東山忠史

五

案 件

(一) 審議事項

議案第二十八号 公立学校教職員の処分について

書 書
記 記
湯 大
田 谷
道
徳 実

(二) 報告事項

- ア 区議会第二回定例会について
- イ 小中学校の学校選択制度について
- ウ 荒川区登録無形文化財及び保持者の解除について（報告）
- エ 十代向けイベントの実施について

(三) その他

教科用図書採択を行う教育委員会の会議の方法について

委員長

荒川区教育委員会第十三回定例会を開催いたします。

出席委員の数を報告申し上げます。五名出席でございます。

会議録の署名委員は、高田委員及び青山委員にお願いいたします。

教育長、ごあいさつをお願いいたします。

教育長

本日の審議、よろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございました。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。

本日は、審議事項が一件、報告事項が四件でございます。

まず、議案の審議を行います。

議案第二十八号「公立学校教職員の処分について」ですが、人事に関する議案でございますので、会議規則第十二条の規定により、会議を非公開とすることに異議ございませんでしょうか。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。議案第二十八号について会議は非公開といたします。

人事案件の審議を行います。

それでは、事務局の説明者を除き、退室をお願いいたします。

(以下秘密会)

委員長

では、再開してよろしいですか。

次は、「小中学校の学校選択制度について」、ご説明をお願いいたします。

学務課長

それでは、資料に基づきましてご説明申し上げます。

「小中学校の学校選択制度について」でございます。
骨子でございます。

平成二十三年度の入学生を対象といたします小・中学校の学校選択制度の実施内容等について、ご報告差し上げるものでございます。

まず、選択対象でございます。

区立小・中学校全校を対象に希望する学校を選択できる方式ということで、これは従来どおりでございます。ただし、汐入小学校、汐入東小学校、第三中学校につきましては、汐入地区の住宅開発に伴います児童・生徒の急増が今後とも想定されることから、通学区域外からの選択の制限を昨年に引き続きまして実施してまいりたいと考えてございます。なお、この三校の通学区域からほかの学校を選択することは可能ということを進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、実施内容でございます。

一番でございます。学校別に受け入れ可能数を設定し、募集をしてまいります。

二番でございます。対象者全員に希望校申込書を配付いたしましたして申し込みを受け付けてまいります。それから、申し込みの締め切り後、一定期間、一週間程度でございますが、希望校の変更期間を設けまして、希望の状況に応じて保護者の方に希望校を変更していただける期間を設定

してございます。それから、申込書の未提出者につきましては、通学区域の学校を希望したものとみなして進めてまいります。と考えてございます。

三番でございます。通学区域の学校を希望した方につきましては、従来どおり、全員当該校に入学できるものでございます。

四番、受け入れ可能数を超える希望があった場合につきましては、通学区域外から希望された方を対象といたしましたして、公開抽選により入学者を決定してまいります。なお、括弧で書いてございますけれども、兄弟在学者優先扱いの経過措置は、昨年、二十一年度の入学生において終了してございますので、現在のところ、この兄弟の優先扱いというものはない状況になってございます。

五番でございます。抽選実施校の通学区域への転入者、転居者につきましては、必要に応じて居住確認を行ってまいります。これは、抽選を回避するために住民票だけ通学区域に移すといった例が見受けられますので、そういったものについては居住確認をしてまいります。というものでございます。

六番、抽選に外れた場合につきましては補欠で登録を行うという状況でございます。

七番、補欠登録者につきましては、入学辞退等によりましてその学校に欠員が生じた場合に、抽選結果に基づきます補欠順位の上位の方から繰り上げ入学としてまいりたいと考えてございます。今回、これが変更点なのですけれども、繰り上げ入学とならなかった方につきましては、通学区域の学校へ入学ということで今回から変更してございます。従来ですと、最終的に繰り上げ入学にならなかった方につきましては、自分の通学区域の学校か、抽選になっていない学校のいずれかを選べるということをやっております。自分通学区域の学校か、抽選になっていない学校のいずれかを選べるということをやっております。自分通学区域の学校か、抽選になっていない学校のい

ばれているという状況があるのと、早目に各学校の入学者の人数を確定させたいといった状況がございましたので、今回から、繰り上げ入学とならなかった方につきましては通学区域の学校へ入学ということで規定をさせていただきたいと考えてございます。なお、指定校変更の取り扱い基準に該当する場合につきましては入学校を変更することができるということで、通学区域の学校に入学するのですけれども、やむを得ない場合につきましては、こちらの基準に該当する方は入学を変更できるという状況になってございます。

それから、資料の下のところでございますが、学校別受け入れ可能数の設定でございます。基本的にこれまでと変更ございません。

基本的な考え方といたしまして、(一)でございますが、普通教室と普通教室へ転用できる教室の総数、それから就学動向を勘案いたしましたして、受け入れ可能な学級、人数を設定しております。

(二)といたしまして、受け入れ可能数は、通学区域内の転入によります入学者を想定いたします。一学級の定員は四十人でございますが、学級定員から一割を減じた人数を設定してございます。したがいまして、一学級の場合ですと、一割を減じました三十六人、二学級ですと、通常ですと八十人定員ですが、一割を減じた七十二人という形で定員を設定してございます。

それから、(三)でございます。普通教室に余裕がなく、他学年におきまして学級増が想定される場合につきましては、卒業する学年の学級数にかかわらず、学級数を減じて受け入れ可能数を設定してまいります。例えば、ことしの小学校六年生が三学級あったといたしまして、三学級卒業しますので、来年度の新一年生は三クラスの募集ということになるのですが、ほかの学年で学級がふえそうな場合につきましては、三学級でなくて二学級で募集することもあり得るといいますのでございます。

恐れ入ります。裏面をご覧いただければと思います。

こうした考え方に基つきまして、各小学校、中学校の受け入れ可能数を表のとおり設定してございます。去年と変更したところで申し上げますと、小学校につきましては、表の右側の下から三番目の三日小が、昨年は二学級七十二人で募集してございましたが、今年度は三学級百八人での募集になってございます。それから、中学校でございますが、左側の一番下の五中、それから、表の真ん中あたりにございます九中は、昨年は四学級百四十四人の募集でございましたが、今回、教室数がなかなか厳しくなってきたという状況の中で、三学級百八人での設定になってございます。

続きまして、今後の予定でございます。従来と流れは変わってございません。十月二日、十月十六日に、中学校、小学校、それぞれ合同説明会を町屋文化センターで予定してございます。それから、十月二十九日に希望校の申し込みの締め切りを設定させていただいております。また、抽選につきましては、十二月一日ないし二日ということとで現在予定してございます。これまでも、抽選は一日で終わらせていたのですけれども、昨年あたりから抽選校が増えてまいりましたので、さらに抽選校が増えるようですと一日ではやり切れないという状況がございまして、今年度はとりあえず二日間を設定してございます。それから、二月十日、二月二十三日ですが、それぞれ小学校、中学校の補欠登録者の最終繰り上げの日ということで予定をしております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございます。ご苦労さまです。

どなたかご質問ございますでしょうか。

教育長

七十二人だけれども、実際は七十二人より増えているでしょう？ この七十二人ぴったりというわけではないでしょう？ 帰ってきた場合の抽選漏れで実際は増えているんですよね。

学務課長

抽選校につきましては、例えば受け入れ可能数が七十二人であれば、最終繰り上げは七十二人で切ります。ただ、その後、七十二人の中から、転出される方ですとか転入される方がいますので、必ずしも七十二人でスタートするという状況ではございません。

教育長

わかりました。

委員長

ほかにございませんか。

高田委員

抽選しても四十人まではとらないのですね。三十六人を基本にする。

学務課長

抽選で四十人としてしましますと、その後に転入で来た場合、学級が増えてしまいますので。

高田委員

教室がなくなってしまうですね。

委員長

ありがとうございました。

ほかにございますか。

十月二日と十六日が説明会。これは僕たちも行ったほうがいいですね。

学務課長

できましたらご視察いただきたいと思っています。

委員長

時間がありませんたら、可能な限り視察できるといいですね。

高田委員

おもしろいですよ。先生方が一生懸命こっちを向いて学校のPRをする。

小林委員

そうですか。

高田委員

各学校のスペースがあつて、自分の学校はこうだと丁寧に説明してくれます。

学務課長

それぞれの学校がブースを持っています。

小林委員

では、一度は行きたいですね。土曜日ですね。

学務課長

はい、土曜日になります。

委員長

では、次に移ります。「荒川区登録無形文化財及び保持者の解除について」、ご説明をお願いいたします。

社会教育課長

それでは、「荒川区登録無形文化財及び保持者の解除について」、ご報告いたします。

文化財の名称及び保持者でございます。荒川区登録無形文化財・工芸技術・木製写真機、山本芳夫氏でございます。年齢は九十四歳でございます。登録年度でございますが、平成六年度に荒川区登録無形文化財保持者に認定をいたしました。解除年月日及び解除理由でございますが、平成二十二年五月三十一日にお亡くなりになりました。

木製写真機を製作する職種につきましては、指物の技術の系統を引いております、写真機が日本で本格的に製造されるようになったのは明治時代に入ってからですが、当時の写真機は本体や撮り枠が木製で、わずかなすき間も許されないということから、寸分の狂いもなく和家具を製作する指物師が写真機の製作を手がけてきたということになってございます。時代の移り変わりとともに、金属写真機やデジタルカメラへ移行していったということでもございます。現在は木製写真機はほとんど使われていないというような状況でございます。また、山本さんには、息子さんがいらっしゃいますけれども、そういったこともございましたので技術の継承はされていないということと、また、お弟子さんもとっていなかったということで、技術の継承はできなかったというような形になってございます。

説明は以上でございます。

委員長

ありがとうございます。

高田委員

荒川区の伝統工芸展でも三年ぐらい前までは実演していました。この方のつくった写真機で、

サービスで一枚百円でポラロイドのフィルムを入れてすぐ撮ってくれるのです。ものすごい人気でした。三年ぐらい前にやめてしまっていて、「どうして？」と言ったら、「機械はあるんだけど、写す人が高齢でできなくなったので」と言うのです。もう五年ぐらいになるかな、やっていかなかったのだけれども、いつも伝統技術展の角っこのコーナーにあって人気だったのです。

小林委員

そうですか。

高田委員

残念ですね。

委員長

よろしいですか。質問ございませんか。

(委員一同 ―――― 質疑なし)

委員長

なければ、続いて、「十代向けイベントの実施について」、説明をお願いいたします。

次の資料を用意してください。

南千住図書館長

それでは、「十代向けイベントの実施について」、ご説明いたします。

骨子でございます。

荒川区子ども読書活動推進計画に基づきまして、十代を対象に、いろいろな方法で本に親しむきっかけをつくるために参加型のイベントを実施するものでございます。

概要でございます。イベントの内容につきましては、目的としまして、読書離れが課題となっ

ています十代を対象に、その方々が図書館に親しむ機会を設けるということでございます。今回のテーマは、十代が興味のある「コワイ」をキーワードに実施したいと考えているところでございます。

日時でございますが、平成二十二年十一月二十八日日曜日、十四時から十八時を予定していただきます。

場所につきましては、南千住図書館の視聴覚室でございます。

内容は、今検討しているところでは、「コワイ」をテーマに、ゲストをお呼びして講演してもらったり、参加者を交えてのワークショップ、また、職員によるブックトーク、さらに、閉館後の図書館を利用して、実際に図書館の中で図書館の使い方の説明、書籍探しなどをやっていきたいと考えてございます。申し込み等につきましては、十一月一日から区立図書館全館の受付で、先着五十名という形で受け付けたいと思います。

イベントにつきましては、十一月の末でまだ先でございますが、夏休み前に、学校への協力依頼という形で、区内中学校の生徒達にスタッフとしての参加を呼びかけていきたいと考えているところでございます。スタッフとしては、紹介する本の紹介文の作成を図書委員のメンバーに願いますとか、当日使用する小説・エッセイの作成は文芸部に願いますとか、当日の宣伝用のポスター・チラシのデザインも美術部の生徒さんをお願いできないかと思っております。あと、当日における朗読等もございます。

いずれにしても、図書館に来てもらうきっかけづくりなので、この企画についても中学校の生徒さんと一緒につくり上げていきたいという思いでございます。

周知でございますが、学校図書館にポスター・チラシの掲示を依頼することを考えてございま

す。今後の予定としては、この後、中学校への協力をお願いしまして、十一月の初めには区報等で周知します。そして、二十八日にイベントを行いたいと考えてございます。

委員 長の
私のほうからの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員 長
ありがとうございます。

委員 長
どなたかご意見、ご質問ございますでしょうか。

委員 長
教育長

委員 長
南千住第二中学校とかは一生懸命取り組んでいますからね。南千住図書館とも近いので。協力してもらえるといいですね。

委員 長
南千住図書館長

委員 長
そうですね。

委員 長
高田委員

委員 長
十代というのは、小学校も入るけれども、対象は中学校なんです。

委員 長
南千住図書館長

委員 長
小学校の五、六年生は入ってもいいかなと思います。

委員 長
教育長

委員 長
瑞光小学校や、第二瑞光小学校も協力してくれるので声掛けしてみるといいですね。

委員 長
小林委員

委員 長
これは大変おもしろそうなワークショップだと思いますが、閉館後の図書館を使って書籍探しと
いうのは、怖い体験と結びつけるのですか。

南千住図書館長

十一月末の五時以降ですから、電気を消してしまうとかなり暗くなると思うのです。中学校の生徒などと図書館の職員がやりとりをしていると、本の相談などでは、「コワイ」をテーマにしたようなものの問い合わせが結構あります。ただ、余り度を過ぎない形でやりたいと思っています。

教育長

『学校の怪談』というのもありましたね。

南千住図書館長

当日は、図書館内をちよつと暗くして、ある書籍のところに行ったらキーワードが張ってあって、それを繋げていく、というような。ちよつと季節外れなのですが、少し肝試しの要素も考えています。ということは今、中学生の意見を聞きながらつくっていきなというふうに思っています。

小林委員

中学生の意見を聞くというのはとてもいいですよ。

委員長

そう、それだけでも中学生の関心を高め、イベントの魅力アップにつながりますね。

小林委員

本当にそうですね。

委員長

読書離れは、中学生でも課題となっています。

よい企画をありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

(委員一同 ―――― 質疑なし)

委員長

では、次に進めます。

次は、資料はないのですね。ありますか？

教育総務課長

特に資料はございません。

委員長

次は、「教科用図書採択を行う教育委員会の会議の方法について」、ご説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、私のほうから、今回の定例会、七月二十三日でございませけれども、平成二十三年度から区内の小学校におきまして使用します教科書の採択をご予定いただいております。その当日の会議等の扱いにつきましてお話をさせていただきたいと思っております。

過去、教科書の採択の委員会におきましては、多数の傍聴の希望者がございまして、抽選で傍聴を決定させていただいたところ、当日の審議の際に非公開という形になりました、傍聴の方々に途中で退室をしていただいたということがございました。その際に苦情をいただいたというところもございました。また、今回、既に私も事務局に採択日並びに当日の会議の扱いについての問い合わせの電話がここ数日多くなってきました。そのため、事務局といたしましては、今後の問い合わせに的確に対応するために、当日の会議の扱い、公開・非公開、及び結果の公表について、本日相談いただいで、一定の方向を出していただけると大変ありがたいというふうに思

っているところでございます。本日、一定の方向をお示しただけであれば、それに従って今後の問い合わせ等に対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

委員長

ありがとうございます。

委員会として報告を受ける会は十六日ですね。

教育総務課長

はい。十六日は協議会ということ、あくまでも私どもだけということになります。

委員長

二十三日を公開するかしらないかですが、例年の扱いはどうなっていますか。

教育総務課長

最近の例ですと、平成二十年七月に、短期ですけれども、二十一年度、二十二年度と二カ年にわたって小学校で使用する教科書採択を行いました。また、昨年、平成二十一年七月に、中学校で二十二年度、二十三年度にわたって使用します教科書採択を行っております。その際は、ご記憶にあるかわかりませんが、いずれも忌憚なく意見が言えるというようなことから、非公開とすべきという意見がございまして、委員の皆さん全員の意見の一致のもとに非公開とした経過がございまして、それ以前も、結果といたしまして、当日の決定という形での経過はあります。非公開といった経過でずっときているような状況がございまして。

また、決定内容でございしますが、採択された教科書の発行者名を会議の終了後に、エレベーターロビーの前に張り出しをする形で公表してまいりました。過去はそういった形での対応

となっております。

委員長

それでは皆さんにお諮りいたします。

ご意見等お願いします。

青山委員

荒川区の教育委員会の場合の教科書選定は、政治的な要素は一切なくて、純粋な業者選定という性格を持っているのだと思います。過去に何か特別の関心が持たれたというのは、業者選定で関心を持たれたというよりも、政治的な意味で関心を持たれたときが一度だけあったと思いますけれども、基本的にはそういう――予断を許すような言い方をしないのですが、荒川区の教育委員会の場合、そういう政治的な性格、要素というのは全くないので、純粋な業者選定であるということを見ると、業者選定は基本的に非公開で行われるべきものであって、当然私は非公開で行うべきだと思います。

委員長

ありがとうございます。

小林先生、どう思われますか。

小林委員

私も、業者選定の場として考えるといろいろと意見を言ったときに、自分の後ろに業者さんがいらっしやると発言が萎縮してしまうかもしれません。

青山委員

そうでしょうね。傍聴に来ている人と来ていない人とではね。

小林委員

ええ、そうですね。傍聴に来ていらっしゃる方が業者さんだったりすると忌憚のない発言がでにくいし、できれば非公開にしていただければと思います。

教育長

私もそう思います。

委員長

高田先生は？

高田委員

各区が、この区は公開するとか、この区は公開しないと、事前にすべて出るのですか。

教育総務課長

事前にすべての区がということではありません。明確に非公開という形で規則等でうたっているところもございます。そういうところは間違いないものと思えますが、基本的には会議の場で非公開とすることを発議し、決定するものです。それを当日やるか、私どものように混乱を避けるために前もってお諮りするかという違いはありますけれども。

青山委員

そのほうが親切ですよ。公開だったら、業者さんは来なければいけないのです。

高田委員

そういうことですよ。

教育長

当日来て、断ることになりますね。

高田委員

私も非公開がよいと思います。

委員長

ありがとうございました。

事務局、それから教育委員の皆さんも良識を持ってきちんとやっています。今回の教科書採択につきましてはこれまでと同様に非公開ということにしてよろしいでしょうか。

(委員一同 ――――異議なし)

委員長

皆さん異議なしということです。次の七月二十三日開催の教育委員会の教科書用図書採択の審議につきましては、非公開と決定いたしました。

その際、採択結果、採択した教科用図書の発行者名は委員会終了後に公開したいと思いますがいかがでしょうか。

(委員一同 ――――異議なし)

委員長

一同異議なしということでした。それでは、そのように決定いたします。

続いて、七月から九月までの教育委員会関係主要行事については、配付の資料のとおりですが、これに関して何かございますでしょうか。資料をごらんください。

ふるさと文化館の吉村先生の企画展は終わったのですね。

高田委員

まだ、十四日までやっています。

社会教育課長

特別講演は七月三日に終わりましたけれども、企画展はまだやっております。

青山委員

吉村昭の「高熱隧道」を見てきましたよ。

小林委員

どちらまで行かれたのですか。

青山委員

現場を。今でも百六十度なのです。そこを通る工事用とかメンテナンス用のトロツコというのは耐熱ガラスなのです。

小林委員

そうなんです。

青山委員

すごいですね。よくあんなところで。あの小説を読むとそれ自体がすごいけど。社会教育課長は行っていないでしょう？ 関係のある人は出張でちゃんと行かないとだめですよ。

社会教育課長

ありがとうございます。

委員長

それから、教育委員会の日程のほうも資料としてございます。目を通してください。よろしいですか。

(委員一同　———異議なし)

委員長

では、予定しておりました事項は……。

小林委員

区議会の第二回定例会の報告が残っていますが。

教育総務課長

申しわけありません。今、教育部長が一時退席しておりますので、その前に私から八月十三日定例会についてお話をさせていただければと思います。八月十三日の定例会でございますけれども、昨年につきましましては、この時期、案件がなかったということもありまして休会とさせていただきます。昨日の経過がございまして、現在のところ、八月十三日は案件等の予定がございませぬ。予め先生方で協議、決定いただければ、今後の日程整理がしやすいと思っておりますが、いかがでしょうか。

青山委員

なしでよろしく願います。

委員長

では、なしということですのでよろしく願います。

教育総務課長

急遽、案件が出たときには文書等でご相談、ご審議をお願いすることがあるかもわかりませぬ。その際はどうぞよろしく願います。

それから、日程について幾つかご相談を差し上げたいと思っております。

一点は、九月二十四日の金曜日でございますが、定例の教育委員会を十三時三十分から予定させていただきます。当日、私ども、決算特別委員会の会期中に入ることが予想されます。

教育費に入るかどうかというところはまだ見えませんが、教育長を含めて何人かがそちらに張りつくような状況も想定されます。当日、通常ですと三時まで委員会がございまして、一つは、二十四日の定例会の時間を遅らせ、例えば四時からにする。あるいは、この二十四日の定例会を一週間前倒しして十七日に行うといったような選択肢が考えられるのですが、委員の皆様のご協議で、もし今日、変更ができればと考えております。

高田委員

連合体育大会の日でしょうか？

委員長

そうです。連合体育大会が九時半から予定されています。

教育総務課長

こちらについて、また委員長等にご出席のご相談はすることになるのですが、これについては変えられないものですから、連体のほうは実施をした上で、委員会の開催時間、教育長を含めて欠席の状況が予想されますので、時間をずらして夕方からにさせていただくか、その前の週に移すとか変更させていただけないかというお願いです。

高田委員

僕は夕方のほうがいいですね。十日は委員会があるのでしよう？

教育総務課長

はい。十日は定例の委員会開催日となっておりますので、実施を予定いたしております。

高田委員

十七日にすると続いてしまうのでしよう？

教育総務課長

はい、そういうことになります。

青山委員

私は、二十四日金曜日だと、五時終了なら大丈夫です。

小林委員

私は長野で合宿があるのでちよつと難しくなります。この日、時間をずらされると多分出席が
できかねます。一時半からだ大丈夫なのですけれども。

青山委員

これを終わってから行こうと。

小林委員

実は終わってから行こうと思っていたので。でも、先生方の大方がその方がよいというのなら、
それで結構です。

青山委員

一人欠席なら成立するから、五時に終わってくれば。どうもそのほうがよさそうですね。

教育総務課長

では、時間をずらすという形で、小林先生、申しわけございません。よろしいでしょうか。

小林委員

はい。

委員長

何時になりますか。

教育総務課長

三時半とさせていただけれますでしょうか。

委員長

はい、大丈夫です。

小林先生は……。

小林委員

やはり、難しいです。

教育総務課長

では、大変申しわけございません。九月二十四日金曜日の定例の教育委員会につきましては、三時半からということとで時間を変更させていただきます。

それから、大変恐縮でございます。この九月二十四日金曜日なのですが、朝、連合体育大会がございませう。こちらのご出席なのですけれども、本日、各委員の皆様のご予定をお聞かせいただければと思うのですが。

高田委員

出る予定です。出ます。

青山委員

ありがとうございます。済みません、私は出席ができません。

小林委員

ありがとうございます。

委員長

私、一回も出たことがないので。

高田委員

一回はぜひ来てください。

青山委員

一回は見に行ったほうがいいですよ。

委員長

そうですか。

青山委員

そう。ふだん入れないところにも入れます。もちろんグラウンドに出られるのです。

高田委員

席が各国の貴賓室の上ですから。

小林委員

そうですか。一度は行きたいですね。

委員長

では、なるべく参加するように皆さん努力してください。

青山委員

それから、各学校の朝の行進を見ているだけで学校の状況がわかります。

小林委員

そうですか。

委員長

わかりました。

小林委員

そうですか。運動会でも、行進を見るだけでわかりますよね。

高田委員

最近は行進もなかなかしつかりしてきました。

小林委員

そうなんですか。

青山委員

あと、行くと、父母の人たちが喜んでくれます。

委員長

やはり委員が行かないとだめですね。

小林委員

来年はぜひ。

委員長

頑張ります。

教育総務課長

委員長、申しわけありません。二十四日の中学校の連合体育大会なのですが、当日、冒頭のごあいさつのほかに、閉会時にも教育委員さんに例年ごあいさつをちようだいしているようなのです。

高田委員

委員会があると無理ですよね。

教育総務課長

ええ。今のお話で、閉会の時間帯が……。

高田委員

三時ごろでしょう。

教育総務課長

ええ。ですので、三時半という形になりますとちょっと難しいかなと思います。二十四日の扱いにつきましては、私どものほうでもう一度協議をさせていただく機会をつくらせていただきませう。教育委員さんの閉会時のごあいさつも含めて、どういう組み立てをするか。

委員長

わかりました。

教育総務課長

申しわけございません。よろしくお願いいたします。

青山委員

十七日になる可能性はありますか。

教育総務課長

先生方、もし十七日のご予定が難しいということであれば、あらかじめお聞かせいただければ、会場も含めてもう一度……。

高田委員

一応空いています。

青山委員

私は大丈夫です。

委員長

僕も大丈夫です。

青山委員

むしろ十七日のほうが私は都合がいい。

教育総務課長

そうですか。

ほかの先生方は？

青山委員

では、成立するのではないですか。

教育総務課長

大丈夫ですか。

小林委員

私はやや微妙です。

青山委員

小林先生はいずれも難しそうですね。

小林委員

ごめんなさい。

青山委員

全然構わないですよ。日程を変えるのだからしようがないです。

教育総務課長

では、申しわけありません。十七日ということで一週間前倒しという形で予定させていただきます。

青山委員

決めてしまってくれたほうがありがたい。

教育長

連体があるから日にちをあげないと。私は出られないけれども……。

高田委員

二週続くけれども、案件があるの？

教育総務課長

ご協力ありがとうございます。

案件は、改めて整理いたします。二十四日の中学校の連合体育大会につきましては、高田先生、大変恐縮ですが……。

委員長

僕もなるべく行きますよ。

教育総務課長

わかりました。

青山委員

千石先生がいたときは、千石先生は近所だから閉会のあいさつをやってくれたのです。

高田委員

去年も先生は見に来てくれたような気がしました。

教育総務課長

申しわけありません。では、こちらにつきましては、改めて委員長と高田先生にご相談を差し上げます。よろしくお願いします。

小林委員

済みません。八月二十七日は会議があるのですね。

教育総務課長

八月二十七日は今のところ開会の予定をしております。十三日につきましては先程ご協議いただいたように休会とさせていただきたいというふうに思います。

小林委員

わかりました。

委員長

それでは、新井部長が戻りましたので、区議会第二回定例会についてご説明をお願いいたします。

教育部長

済みません。ちょっと席を外させていただきました。まことに申しわけございませんでした。

では、早速ですが、平成二十二年第二回定例会一般質問答弁要旨についてご報告をさせていただきます。

まず、お手元の資料をご覧いただければと思います。質問者は若林清子議員でございます。質

問でございますが、質問要旨のところにございますように、子どもの貧困の解決に向けて、学校教育において子どもたち一人一人に応じた「生きる力」をさらに育成していくべきであると思いが教育委員会の見解を問うというものでございます。

答弁の右側の欄の中ほどでございますが、荒川区の各学校においては、こうしたたくましく「生きる力」を備えた子どもを育成するために、児童・生徒の習熟の程度に応じた少人数指導による確かな学力の育成や、豊かな心や豊かな人間性をはぐくむための道徳教育の充実、健やかな体をはぐくむための体力づくりを各学校で積極的に推進している。教育委員会といたしましては、区長を本部長とする「子どもの貧困問題検討委員会」とも連携を図りながら、子どもの貧困問題の対策に力を入れるとともに、子どもたち一人一人に応じた「生きる力」をさらに育成するために努力していく考えでございますという答弁を差し上げています。

二つ目の質問でございます。テニスコートの確保について、区立施設以外のスポーツ施設の活用も必要ではないか、また、下水道局のテニスコートを区民に開放するよう働きかけるべきではないかという質問がございました。

答弁の真ん中下ほどでございますが、都立学校等では、既に地域の方々への開放を行っており、区でも、利用可能なスポーツ施設として適宜ご案内するよう努めているものでございます。次に、三河島水処理再生センターにあるテニスコートにつきましましては、下水道局三河島水処理センターの中の荒川自然公園に接する場所にテニスコートが四面あり、このコートについては区民に施設を開放してもらえらるよう、下水道局に対して積極的に要請していく考えであるとの答弁を行っております。

裏面をご覧くださいと存じます。

特別支援教育の充実について、小島和男議員からの質問でございます。一つ目として、不足している都立特別支援学校を増設するよう都に働きかけること、二つ目といたしまして、隣接する地域の学校などで入学が増え続け、学校が過密な状態となっている状況を改善するために、都立の特別支援学校を荒川区内に誘致することでございます。

一つ目といたしましては、荒川区への誘致も含めた増設を働きかけるべきところのご質問でございますが、既に東京都では平成十六年に東京都特別支援教育推進計画を策定しておりまして、平成二十五年までの十年間に長期計画の中で特別支援教育の充実を図っていくこととなっております。学校の増設に関しては、これまで新たに二校の整備を行ったところでございます。さらに東京都では、平成二十三年度から二十五年度における実施計画を策定中であり、知的障がいのある児童・生徒の増加に対する取り組みとしては、地域バランスに配慮した教室の確保等が計画される予定とのことでございます。区といたしましては、こうした東京都の取り組みを十分に注視してまいりたいと考えておりますという答弁でございます。

その次でございますが、瀬野喜代議員でございます。質問の趣旨といたしましては、荒川区における生物多様性の保全について、保育園・幼稚園等での取り組みで、生き物が大好きな教員の養成や適正な配置が必要ではないかというものと、NPOや地域の人材と連携する必要があるのではないかの二つでございます。

真ん中ほどでございますが、このため本年度より、夏期の教員研修会では大学等の専門家を招き、野外実習の活動を通して自然に触れることで、教員の生き物への興味・関心を高め、生物を愛護する態度を育て、生物と環境とのかかわりを深める取り組みを進めていくものがございます。また、NPOや地域の人材との連携を図るべきところのご指摘につきましては、既に幼稚園や小・中

学校において植物の栽培やビオトープの整備などにおきまして協力をいただいているところがございます。

最後の部分でございます。今後も、NPOや地域の人材からの協力を得て、幼稚園や学校の自然環境を充実していきます。また、教員研修や体験的活動の充実を図ること、子どもたちの生の多様性についての理解を深めていく考えでございますという答弁をいたしましたところでございます。

瀬野喜代議員のもう一つでございます。暴力のない地域づくりについてでございます。こちらにも二つ質問がございます。言語力教育の推進とともに、教員の意識を改革することにより、暴力を認めない学校づくりについて、また、家庭内の暴力防止の啓発について問うというものでございます。

一つ目につきましては、本区において、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、言語活動の充実を教育課程の重点としており、各小・中学校では、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、すべての教育活動の年間指導計画に位置づけ、実践を推進しているところでございます。また、言葉によるコミュニケーションを重視し、暴力を認めない学校づくりを推進するために、全教員の人権感覚を高め、さまざまな人権課題の研修を行い、子ども一人一人を大切にすることを推進しております。さらに、各小学校で実施している就学児検診等における保護者説明会において、親の役割などについての講演会を開催しているところでございます。教育委員会といたしましては、今後とも教育を通じて暴力のない地域づくりに貢献していく考えでございますという答弁をさせていただきます。

最後になりますが、五ページ目、斉藤泰紀議員の質問でございます。尾久地区の課題解決とし

て何点かある中に、老朽化した尾久図書館を初めとした地域図書館の整備についてという質問の中で、老朽化した尾久図書館を初めとした地域図書館の整備について区の見解を問うというところでございます。質問全体を紹介しませんが、実は、尾久と町屋の図書館が老朽化して課題がありますというところも含めて、尾久地域の空地となつていてこの用地を買収して、尾久図書館の建て直しをしてはどうかというような質問の前段がございまして、

答弁としましては、非常にシンプルに、尾久図書館は単独での施設改修が可能であることから、質問にございましたことについてこれから十分調査し、検討を行いたいと考えているというお答えにとどめたものでございます。

その次でございしますが、教育についていたしましたしまして、二十三年度からの荒川区の学校推進プラン策定については、新しくめり張りのあるものに改善していくことが大切と思われるが、どのように重点化を図り、めり張りのある教育推進プランを作成するのかについてのご質問でございます。

質問の趣旨といたしましては、非常に長くなりますので、次のページ裏側をご覧くださいと思えます。この一問目の、今後は、議員ご指摘のように、荒川区学校教育ビジョンの教育理念のもとに、変化の激しい社会に主体的に対応できる視点に立った内容を検討し、新たに策定をしていく考えでございます。教育委員会といたしましては、関係各課が総力を挙げ、他の部課とも十分な連携を図りながら、平成二十三年度からの新しい推進プランを策定していく考えでございます。今後、策定までのロードマップ等を明らかにしながら、教育成果が十分果たせるようなプランとなるよう全力で策定に当たっていく考えでございますというふうに答弁しております。

もう一つ、斉藤泰紀議員の質問がございまして、(二)でございます。学習指導要領、新教科用

図書に関連してということでございます。教科用図書も新しくなるので、教員の指導技術の向上や新しいカリキュラムの作成について伺いたいということでもあります。

答弁の重点的な内容は、下から四行目の真ん中ほどでございますが、指導内容を重点化し、初任者研修を初め、荒川区独自に推進してきた二・三・四年次教員研修を明確に位置づけて取り組み、教員の資質をより一層高めて、教員の指導技術の向上を図り、「教育の荒川」の名をさらに高めていく考えでございますという答弁しております。

大変長くて恐縮でございますが、答弁については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございます。

どなたかご質問ございますでしょうか。

(委員一同 ―― ―― 質疑なし)

委員長

ご苦労さまでした。

ほかに委員会としての総括はよろしいですか。

では、教育委員会第十三回定例会を閉会したいと思いますのですが、よろしいですか。

(委員一同 ―― ―― 異議なし)

委員長

協議会の前に私から一言、教育委員会に報告しておきたいことがあります。僕の個人的なこともかもしれませんが、報告を受けたので、教育委員会に報告しておいたほうがいいと思うのです。

といいますのは、日本医大の小児科の桑原講師が中心となって、委員会の学務課の小堀さんと連携でやっている子どもの頭痛に関する調査について、「偏頭痛が小さいころからあると大人まで持ち越す」というのですか。年に三十日休んでしまう子の中に偏頭痛の子が多いそうです。そういう事実があったという結果が出ましたのが一つ。

二つ目に、教育現場では、登校拒否など、いろいろな問題行動があらわれます。そういった問題行動に対して、児童精神科の第一人者の斉藤准教授と小児科の桑原講師が連携して荒川区の子どもたちについて調べて、教育現場にフィードバックできないかということから、研究プランができたということでした。

あと、これは僕の個人のもので、「虫歯ができますよ」というもの。歯磨きの方法。小堀さんをお願いして歯磨きの本をお願いしてくださいというふうにしました。一枚目が、スコットランドの報告なのですけれども、僕は素人の人への講演にこういうのを使って、日常ちゃんとしなさいと指導しています。この前は、塩の話をしました。それと同時に、歯磨きをきちんとしていると、心臓病にならないよという話をしたいと思っています。区内の子どもたちにもこれを励行すればいいと、ぜひ教えたい。イギリスのスコットランドの人たちは歯を磨かない人もいるそうですけれども、レアリー、ネバーというのがいて、これらはすごい心臓病になるということですね。そのうちの四・八%が心臓病になると。それは、細菌ではなくして動脈硬化の原因だということなのです。歯周病が動脈硬化になるというのが、今、もっぱらの説なのです。だから、歯磨きを十分しなさいよということが第一点。

その次のページは、歯磨き一回以下の人と二回と比べると、心臓病になるリスクが一・七倍だと。そして、炎症マーカー、CRPというのは血沈なのですけれども、それが非常に悪くなるん

だと。だから、これは事実だろうというところで、医科歯科を中心に日本でもこの研究が進んでいきますので、子どものころからこういうふうにしませうということがありました。

ご質問ございますか。

教育長

昨日、そのことを区長さんにお聞きし、校長会でお話ししました。歯磨きをしなければだめだと。歯磨きしないと脳溢血とか心臓病にかかる心配があるそうです、と。

学務課長

よろしいですか。

歯磨きなのですけれども、昨年、「一日何回歯磨きをしていますか」というアンケートをとってございます。それで申し上げますと、小学校一年生から三年生、それから小学校四年生から六年生、それから中学生というところで三段階でアンケートをとっているのですが、一日に一回しか歯を磨かない子どもの割合なのですが、一年生から三年生までで一七％、四年生から六年生までで一八％、中学生におきましては八％という状況になってございます。二回以上歯を磨く子どもの割合ですけれども、一年生から三年生までで申し上げますと、八二％が二回以上磨いています。それから、四年生から六年生までは八一％、中学生になりますと九二％が二回以上磨いているという状況です。

委員長

すごいですね。

学務課長

あと、「問題行動をする子どもの調査をしたい」というお話が実は七月七日に桑原先生のほうか

らありまして、今、お話を聞いたばかりなので、詳細は今後という状況でございます。
委員長

それはまだ始まらないで、これからということですね。三枝さんの管轄ですものね。
学務課長

指導室長とも話をしなければいけないかなというところもありますので、まだちよつと、とりあえずお話を受けているという状況でございます。

委員長

そういうお話し合いをすれば、子どもさんにも親御さんにも少しいいかなとは思っているのですけれども。

青山委員

「カーディオバスキュラー」って何ですか。

委員長

心臓と血管です。病気の名前で言えば、心筋梗塞、脳梗塞、あるいは大動脈瘤。動脈硬化は口からの口臭菌でなるというので。

青山委員

循環器系の病気のことを言うのですね。なるほど。

委員長

はい。

では、ここで委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

――了――